

## 「指定介護予防支援」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆介護予防支援とは

契約者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「介護予防サービス計画」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	4
7. 緊急時及び災害時の対応 .....	5
8. 事故発生時の対応 .....	5
9. 業務継続計画の策定等 .....	5
10. 衛生管理等 .....	5
11. 守秘義務等 .....	6
12. 苦情の受付 .....	6
13. カスタマーハラスメント .....	6



社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会  
紀北町社協指定居宅介護支援事業所「長島」

当事業所は三重県の指定を受けています。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島 209 番地 9  
(3) 電話番号 0597-47-2286  
(4) 代表者氏名 会長 井土 和久  
(5) 設立年月 昭和54年10月4日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所  
(三重県指定事業所番号 2473000053)  
(2) 事業の目的 契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。  
(3) 事業所の名称 紀北町社協指定居宅介護支援事業所「長島」・令和7年2月1日指定  
(4) 事業所の所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島 299 番地 9  
(5) 電話番号 0597-47-2286  
(6) 事業所管理者 久保 真美  
(7) 当事業所の運営方針 介護支援専門員は、できる限り要介護にならないよう介護予防サービスが適切に確保できるようその調整に努め、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な介護予防支援を行う。  
(8) 開設年月 令和7年2月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 紀北町  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金	(土日・祝日・年末年始を除く)
受付時間	月～金	8時30分～17時15分
但し電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする		

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	
2. 介護支援専門員	4		4	4名	

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

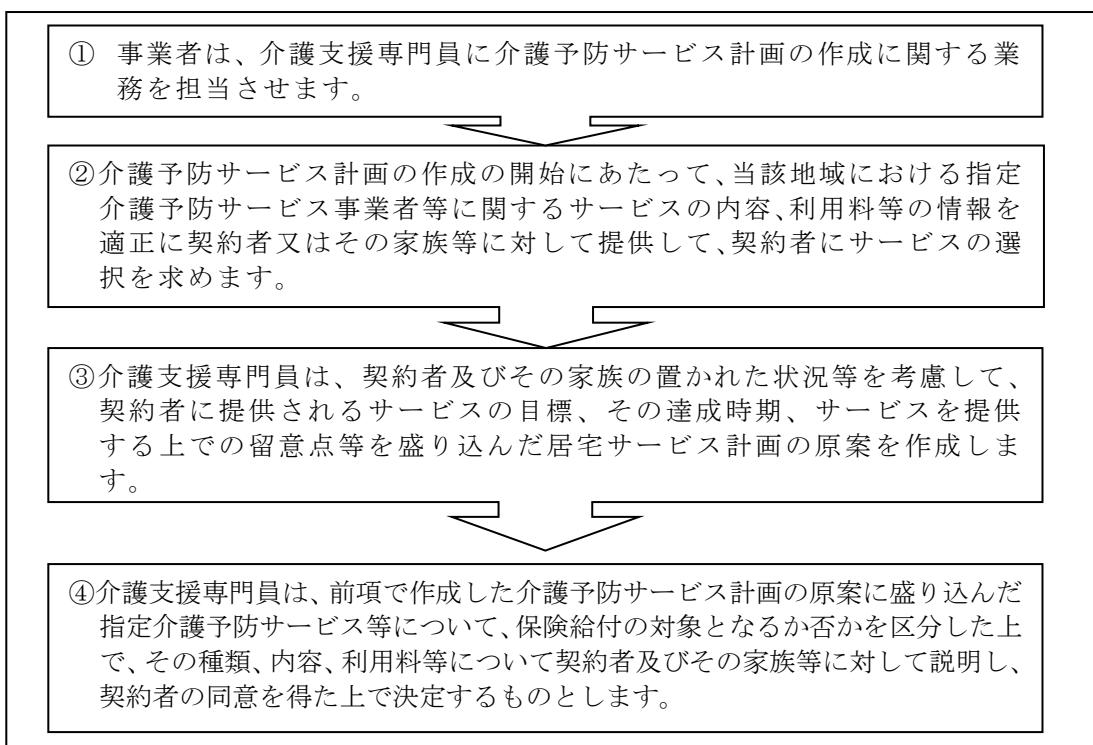
### （1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）\*

#### ＜サービスの内容＞

##### ① 介護予防サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。

#### ＜介護予防サービス計画の作成の流れ＞



##### ② 介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。

- ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

### ③ 介護予防サービス計画の変更

ご契約者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

### ④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### ＜サービス利用料金＞

介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要支援1、2
4,720円

【 加 算 】 ※ご契約者の自己負担はありません。

□初回加算：介護予防サービスを作成した場合、3,000円／月を加算。

### (2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 緊急時及び災害時等の対応

介護予防支援利用時における緊急時及び災害時の対応については、まずご契約者の安全確保を優先とし、以降のサービス提供の有無をご契約者と確認するとともに、必要な連絡について適切な対応を行います。

## 8. 事故発生時の対応

当事業所は、ご契約者に対する介護予防支援の提供による事故が発生した場合には、速やかにご契約者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 10. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 11. 守秘義務等

- (1) 事業者又は介護支援専門員は、介護予防支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 12. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

責任者 森下 昭弘  
相談窓口 濱田 陽介  
担当者 久保 真美  
○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8：30～17：15

### （2）行政機関その他苦情受付機関

紀北町役場 福祉保健課 介護保険担当係	所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769番地1 電話番号 0597-46-3122 受付時間 8：30～17：15（平日）
紀北広域連合	所在地 三重県北牟婁郡紀北町船津 881番地3 電話番号 0597-35-0888 受付時間 8：30～17：15（平日）
三重県国民健康保険団体 連合会 保健介護福祉課	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165 受付時間 8：30～17：15（平日）

## 13. カスタマーハラスメントについて

カスタマーハラスメントについて利用者もしくはその親族がサービス事業所の職員に対して暴力、暴言行為、迷惑行為等を行った場合、（精神疾患の症状等による故意でない行為は除く）一度通達したにも関わらず、再度行われた場合、福祉保健課、紀北広域連合の行政機関とも連携したうえでサービス提供の停止を行います。

下記のような行為があり、カスタマーハラスメントに該当するとみなされる場合

#### ■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

#### ■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をするなど

#### ■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為など

令和 年 月 日

指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

紀北町社協介護予防支援事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 北牟婁郡紀北町

氏名

印

上記の説明を受け利用者に代わり署名・押印します。

代理人 住所

氏名

印

(続柄)